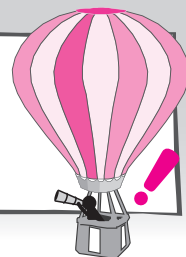


速報!

## 判例ナビ

### ☆今月の事例☆

吸収分割において免責的債務引受けを行うには  
債権者の個別の同意が必要であるとした事例  
(大阪地堺支判平22.9.13)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 田中 良

#### 🔑 1st Step 事案の概要

本件は、X信用保証協会（原告）が、A株式会社のC銀行からの借入れを保証し、Aのために代位弁済したことにより発生したAに対する求償債権につき、当該求償債権の連帯保証人であるY（被告）に対して、その連帯保証債務の履行を請求した事案である。

本件では、代位弁済により求償債権が発生した後、AはB株式会社との間で吸収分割契約を締結し、その効力が発生していた（本件会社分割）。Xの請求に対して、Yは、上記求償債権の一部である「本件債務」に係る連帯保証債務は存在しないとして一部棄却を求めた。Yは、その理由として、①AとBとの間で行われた本件会社分割は免責的債務引受けを条件としているから、当該吸収分割によって、Aの本件債務は消滅し、Yの本件債務についての連帯保証債務も消滅した、②Xは、本件会社分割に際し、個別に催告を受け、会社分割に対する異議を申し立てる機会を与えられたにもかかわらず、異議を述べなかったため、本件債務の免責的債務引受けについて同意したというべきであるなどと主張した。

#### 🔑 2nd Step 判旨

本判決（大阪地堺支判平22.9.13）は、以下のように判示してXの請求をすべて認容した（確定）。

①会社分割による承継の対象となる債権・債務についても、その存否や帰属等については、民法等の一般法理が適用されると解するのが相当であるから、本件債務について免責的債務引受けが認められるためには、債権者であるXの同意が必要であると解されるところ、Xがこれに同意した事実を認めることはできない。したがって、本件債務が免責的債務引受けにより消滅することはなく、附従性により連帯保証債務が消滅することもない。②会社分割手続上の異議の制度は、あくまでも組織法上の行為に対する意思表示であり、会社分割で承継される個々の債権・債務に関する意思表示ではない。したがっ

て、Xが本件会社分割に対し異議を述べなかったことをもって、本件債務の免責的債務引受けに同意したと認めることはできない。

#### 🔑 3rd Step 実務の視点

吸収分割契約において分割会社の債務につき免責的に承継会社に承継させる旨定めた場合、免責的債務引受けには債権者の同意を要するという民法の一般原則にもかかわらず、債権者の保護は債権者異議手続で図られており債権者から別途個別の同意を得る必要はないとの理解が一般的である。

これに対して、本判決は、会社分割による承継の対象となる債務について免責的債務引受けが認められるためには債権者の同意が必要であるとしたうえで、債権者異議手続で異議を述べなかったことにより債権者の同意を擬制することもできないと判示して、異なった見解を示している。

しかし、吸収分割後において分割会社に対しても債務の履行を請求できる債権者は債権者異議手続の対象とはならない一方で、分割会社に対して債務の履行を請求できないこととなる債権者は異議を述べることができることとされているのは（会社法789条1項2号）、会社分割においては債権者の個別の同意なく免責的に債務が承継され、債権者に不利益が生じうることを会社法が前提としているからであると解される。

また、会社分割の対象となる債権の存否・帰属等についても民法の一般原則が適用されるのであれば、例えば譲渡禁止特約付債権についても常に個別に債務者の承諾を得ない限り債権を承継できないことになりかねない。会社分割が濫用的に利用されることはありうるものの、債権者保護のために民法の一般法理を適用して個々の権利義務に関する手続や行為を要求するとした場合には、事業譲渡の場合の取扱いと異ならないこととなり、事業買収や再編を円滑化する目的で設けられた会社分割制度の意義が失われる。理由付けに疑問の残る判決である。